



2020年9月4日

業務災害補償保険をリニューアル

～2020年10月以降保険始期より補償拡充等の商品改定を実施～

共栄火災海上保険株式会社(本社:東京都港区新橋1-18-6、社長:助川 龍二)は、2020年10月以降保険始期契約より、労災補償のために提供している「業務災害補償保険」の商品改定を行います。



「業務災害補償保険」は、2016年1月の販売開始以降、順調に販売件数を増やしており、多くの事業者の皆様にご好評いただいております。

近年、事業者のお客様から、「より多くのリスクに備えたい」「従業員からの様々なハラスメントに対する訴えに備える補償に加入しておきたい」など、多くのご相談が寄せられており、弊社といたしましては、皆様が抱える労働災害リスクへの補償ニーズにお応えし、幅広い補償提供を実現するため、2020年10月以降保険始期契約より商品改定を実施いたします。

主な改定内容

1. 「医療費用補償特約」の新設

「医療費用補償特約」は、従業員等の業務中の事故による治療費用や交通費などを事業主が補償金として負担した費用を補償します。役員の業務中の事故は原則として政府労災や健康保険の公的補償が受けられず自己負担となることから、主に役員の方の業務中の事故への補償を目的として新設します。

2. 「天災補償特約」の新設

地震・噴火・津波によって生じた身体障害についても、各種保険金を支払う特約を新設します。

3. 「雇用慣行賠償責任補償特約」の改定

「雇用慣行賠償責任補償特約」は、各種ハラスメントをはじめとして、配置・昇進等の差別や不当な雇用条件の変更、不当な内定取消など雇用に関する損害賠償請求リスクに対応する補償です。昨今では、新型コロナウイルス感染症に関連した「コロハラ」や、テレワークの進展を受けたオンライン会議等の広がりの中で、新たなハラスメント行為が顕在化する局面も増えてくると考えられ、事業主にとって従業員からの雇用に関する損害賠償請求リスクは身近な存在となってきています。

今回の商品改定では、補償する事故をハラスメント全体に拡大し、訴訟対応費用やコンサルティング費用を補償、さらに、支払限度額の拡充を行い、より充実した補償をご提供いたします。

4. 「使用者賠償責任補償特約」の改定

「使用者賠償責任補償特約」は、従業員の業務上の身体障害に法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償します。今回の改定で、支払要件から政府労災保険の認定を外したことにより、スピーディーな保険金支払いが可能となります。また、被保険者の範囲を拡充して、より幅広いケースに対応できるようになりました。

その他にも、保険料の改定やご提出いただく書類等の事務の見直し等を行い、ご加入いただく事業者の皆様への補償の利便性を拡大します。



「業務災害補償保険」のパンフレット



今回の商品改定により、さらに多くのお客様に一層の補償の充実を図ってまいります。

当社は、今後も「共存同栄」の精神のもと、お客様のご要望を踏まえ、引き続き商品内容を充実してまいります。

以上